東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報〈平成24年10月17日(水)分〉

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月17日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。 なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

- 1. G I グレード 0件
- 2. G II グレード 0件
- 3. GⅢグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	5 号 機	燃料集合体チャンネルボックス上部の点検の一環として、使用済燃料集合体の点検を行っていたところ、1体に線状の異物らしきもの1本を発見した。なお、当該使用済燃料は今後使用する予定はない。 【平成24年10月17日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2012/pdf/24101701p.pdf	